

訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和6年4月改定)

湯前町

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176 単位	1,176 1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39 単位	39 1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349 単位	2,349 1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	77 単位	77 1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727 単位	3,727 1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	123 単位	123 1日につき
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位 減算	-12 1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位 減算
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位 減算	-23 1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位 減算
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位 減算	-37 1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位 減算
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200 1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50 1回につき
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算	

【凡例】

- …新規
- …変更